

特別支援教育資料

高等学校における  
特別支援教育の充実に関する指導資料



栃木県教育委員会



## はじめに

---

令和3（2021）年1月、中央教育審議会が『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』をとりまとめました。その中では、全ての教師に、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要であるとされています。

県教育委員会では、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上と、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実や個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進により各高等学校の特別支援教育の充実に努めてきました。また、高等学校においても、個々の生徒の持つ力が最大限に発揮できるよう、生徒一人一人の能力や特性に応じたきめ細かな指導がなされています。

令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの3年間、高等学校における「通級による指導」導入事業を実施しました。この事業の趣旨は、2校の研究実践校において校内支援体制を整備し「通級による指導」の実践研究を行うとともに、各県立高等学校における校内支援体制の整備を推進し、高等学校における特別支援教育の充実に資することです。本資料は、これまで本県が示してきた特別支援教育の考え方と研究で得られた成果を全ての先生方に、より一層理解していただくことを目的として作成しました。基本編、事例編、資料編の3部構成になっており、基本編では、高等学校における特別支援教育の基本的な考え方を示し、事例編では、研究実践校での取組から分かったことや、実践事例を参考にして事例としてまとめました。各高等学校においては、本資料を十分に活用いただき、特別支援教育の充実に向けた取組が実施されることを期待します。

最後に、本事業に3年間御尽力くださいました2校の研究実践校に厚く御礼申し上げます。

栃木県教育委員会事務局

特別支援教育室長 玉田 敦子

## 目次

---

### 基本編

1	高等学校における特別支援教育の基本的な考え方	1
2	校内支援体制の充実	2
3	指導・支援の充実に向けて	4

### 事例編

1	全ての生徒に対する安心感を高める指導・支援	12
2	通常の学級における指導・支援	14
3	通級による指導	16

### 資料編

#### 高等学校学習指導要領

#### 第4 生徒の発達の支援

#### 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1)障害のある生徒などへの指導	20
各教科等における個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫	21
発達障害について	29
個別の教育支援計画 [支援機関一覧]	30
個別の教育支援計画 [個別の指導計画] 通常の学級用	31
個別の教育支援計画 [個別の指導計画] 通級による指導用	32
中学校から高等学校への支援情報の引継ぎモデル [中学校版]	34
中学校から高等学校への支援情報の引継ぎモデル [高等学校版]	35
高等学校から進路先への支援情報の引継ぎ	36
引継書 進学用	37
引継書 就職・福祉的就労用	38
参考文献等	39

# 基本編

## 1 高等学校における特別支援教育の基本的な考え方

本県では、特別支援教育は、障害のある子ども（発達障害の可能性のある子どもを含む。以下同じ。）のみを対象とした特別な教育ではなく、全ての子どもに対する一人一人の能力や特性に応じた指導・支援を一層充実させ、子どもが本来持っている力を最大限に発揮できるようにすることであると捉えています\*1。そして、そのためには、子どもが自信を育むとともに、周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことが特に重要であると考えています。

自信は、子どもが積極的かつ柔軟に学校生活を送っていくための原動力です。子どもは、自信が育ってくると、友達へのかかわりが積極的になったり、学習への取組が意欲的になったりします。そして、うまくいっている状況を自ら広げていくとともに、難しい状況においても、自分なりに工夫して対処しようとするようになります。また、周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができると、誰もが互いに、周囲の助けも得ながら、参加や活動の幅を広げていくことができるようになっていきます。

そこで、全ての子どもが自信を育み、周囲の人々と支え合う関係を築くことができるようにするために、教師は子どもの理解を深め、子どもの安心感を高める指導・支援の充実に努めることが大切です。また、その中で、障害のある子どもについては、個別の教育支援計画を作成・活用し、一人一人の障害の状態等に応じた安心感を高める指導・支援に取り組んでいくことが求められます。

高等学校においても、このような考え方の下、全ての生徒を対象として安心感を高める指導・支援を行う中で、障害のある生徒には、個別の教育支援計画を活用したきめ細かな指導・支援を行っていくことが必要です。また、それだけでは十分ではない場合は、特別の教育課程を編成し、通級による指導を行うことも考えられます。

高等学校段階の生徒は、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成する時期にあるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定していく時期でもあります\*2。そこで、生徒が自身の願いや希望を伝え、指導・支援内容の検討に主体的に関わっていけるよう「本人主体の指導・支援」を行うことにより、生徒が次のような力を身に付けられるようにすることが大切です。

- 1 自己理解：自分の得意なことや不得意なことを客観的に捉える力
- 2 自己選択：不得意なことにも対処するために、必要な支援を選択する力
- 3 自己表現：必要な支援について周囲に伝え、話し合っていく力

※1 「栃木県特別支援教育推進計画」（令和3年2月 栃木県教育委員会）

※2 「高等学校学習指導要領解説」【総則編】（平成30年告示 文部科学省）

## 2 校内支援体制の充実

各学校においては、校長のリーダーシップの下、校内の組織として校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けます。その上で、各部や各教科、保護者、関係機関等との連携により、支援体制の充実を図ることが大切です。

### (1) 組織

#### ア 校内委員会

障害のある生徒の実態把握や支援の在り方等について検討を行う委員会のことです。定期的な開催について年間計画に位置付けるとともに、必要に応じて開催します。

##### 【定期的な開催の内容例】

- ・ 特別支援教育に関する方針の検討（研修計画を含む）
- ・ 生徒の実態把握と情報収集
- ・ 指導・支援の評価と改善

##### 【必要に応じた開催の内容例】

- ・ 障害のある生徒の指導・支援についての検討や評価（ケース会議）
- ・ 進路先への支援情報の引継ぎ実施に向けた検討

#### イ 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に次のような役割を担います。

- 1 校内支援体制の整備・運営に係る調整
  - (1) 生徒の実態把握と情報収集を含む校内委員会の計画・運営  
※個別の教育支援計画（個別の指導計画を含む）の運用を含む
  - (2) 組織的な引継ぎの方法の計画・運営
  - (3) 校内の関係者や関係機関等との連絡調整
- 2 ホームルーム担任・保護者への支援
  - (1) ホームルーム担任への助言
  - (2) 保護者からの相談対応

特別支援教育コーディネーターが業務を進めていくに当たっては、生徒の指導・支援について教職員と一緒に考えるという姿勢で、生徒指導主事や教育相談係主任とそれぞれの視点を生かして考えたり、特別支援教育係の教職員と役割分担したりすることが大切です。

### (2) 校内外との連携

#### ア 各部・各教科等との連携

指導・支援の検討、実施、評価に当たっては、各部・各教科等との連携が欠かせません。業務の役割分担や情報共有の方法等について、事前に確認しておくことが必要です。

**【各部との連携の例】**

- ・教 務 部：学校行事における配慮等
- ・学習指導部：学習内容や方法の調整、定期テストにおける配慮等
- ・生徒指導部：悩みや不安への相談対応、福祉機関との連携等
- ・進路指導部：就労支援機関との連携、進路先への支援情報の引継ぎ等
- ・渉 外 部：P T A行事における保護者への理解啓発等

**【各教科との連携の例】**

- ・専門教科における配慮（実習や実技を伴う教科の配慮）等

**イ 保護者との連携**

全ての生徒の保護者に対し、特別支援教育の重要性や校内の支援体制について理解を得るようにします。また、障害のある生徒の指導・支援に当たっては、保護者の願いや思いを大切に、一緒に考える姿勢を忘れずに連携を図ることが大切です。

**ウ 関係機関等との連携**

教育、医療、保健、福祉、労働等の地域の関係機関等との連携については、校内委員会での検討を踏まえ、主に特別支援教育コーディネーター等が窓口となり連絡調整を図るようにします。なお、関係機関等を本人・保護者に紹介する場合には時機や伝え方等に配慮するとともに、学校が連携する場合には、本人・保護者の同意を得ることが必要です。

**【連携先の例】**

- ・教育：各地域の特別支援学校（センター的機能<sup>※3</sup>）、出身中学校、特別支援教育室（発達障害専門家チーム等の派遣）、栃木県総合教育センター等
- ・医療：各医療機関等
- ・保健：保健所、栃木県発達障害者支援センターふぉーゆう等
- ・福祉：市町障害福祉課、市町社会福祉協議会等
- ・労働：ハローワーク、栃木障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

**【支援情報の引継ぎ】**

- ・中学校からの引継ぎ：入学時には、生徒の出身中学校から支援情報の引継ぎを受け、入学後早期からの支援に生かします。
- ・進路先への引継ぎ：卒業時には、本人・保護者の同意を得て高等学校における支援情報を大学や企業等の進路先へ引き継ぐことで、本人が合理的配慮の意思の表明をする際の一助とし、進路先における早期からの支援に役立てられるようにします。

**※3 特別支援学校のセンター的機能**

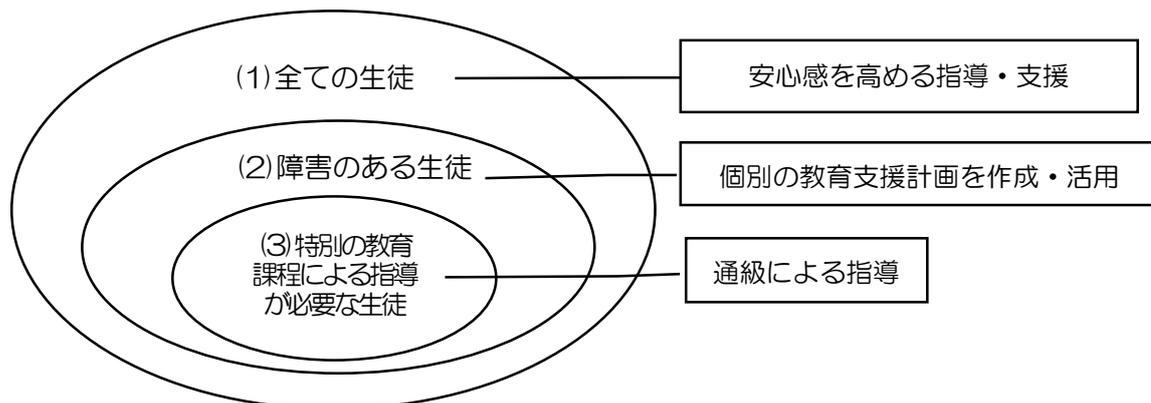
学校教育法第74条において、「特別支援学校は小学校及び中学校等の要請に応じて、児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と示されています。次のような点で活用することができます。

- ・教員に対する支援（障害のある生徒の実態把握、指導内容や方法、個別の教育支援計画の作成等）
- ・指導者の資質、専門性向上のための研修会や事例検討会等の開催 等

### 3 指導・支援の充実に向けて

全ての生徒を対象として安心感を高める指導・支援を行う中で、障害のある生徒には、「個別の教育支援計画」を作成・活用し、その生徒にとっての安心感を高められるよう適切な指導及び必要な支援を行います。そして、それだけでは十分ではない場合、特別の教育課程を編成し、通級による指導を行うことも考えられます。

<指導・支援の全体イメージ図①>



#### (1) 全ての生徒に対する安心感を高める指導・支援

生徒の学習や生活は、教師や友達との人間関係をはじめ、教師の発問や指示、板書や教材なども含む様々な環境との相互作用によって展開されていることから、次の2点を柱として、すべての生徒の安心感を高められるよう、指導・支援に取り組むことが必要です。

##### I 認め合う関係を育む

###### ○一人一人を認める

- ・生徒の言動の背景を多面的に捉える
- ・生徒の思いを言語化して返したり、変容や努力の過程などを認めたりする 等

###### ○生徒同士の関係をつなぐ

- ・生徒の言動を肯定的に捉え、全体に返す
- ・生徒同士で教え合ったり助け合ったりする活動を取り入れる 等

##### II 分かりやすい環境を整える

###### ○全体と部分の構造を明確にする

- ・活動の開始時に全体の構造と時間計画を伝える
- ・活動の節目に、全体の構造と時間計画における現在の位置を確認する 等

###### ○情報を取り入れやすくする

- ・指示は短い言葉で具体的に伝える
- ・情報を時間的、空間的に分けて伝える
- ・視覚や聴覚に働きかける 等

## (2) 障害のある生徒に対する指導・支援

障害のある生徒には、「個別の教育支援計画」を作成・活用することで、その生徒にとっての認め合う関係、分かりやすい環境に配慮しながら、生徒の実態に応じた指導・支援をより充実させることができます。

### ア 「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、本人・保護者の願いに基づき、就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくために作成・活用する計画書です。本県の「個別の教育支援計画」は、各年齢段階における関係機関等による支援の全体像（以上「支援機関一覧」）、本人・保護者の願い、本人の生活の様子、学校での指導目標や手立て、合理的配慮等（以上「個別の指導計画」※4）により構成されます。本人・保護者の意向を踏まえ、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と支援に必要な情報の共有を図り、作成・活用します。

#### 【「個別の教育支援計画」作成のメリット】

要 点 整 理：計画書に要点を整理することで、目標や手立てを明確にして支援ができます。

情 報 共 有：教職員間や教職員と保護者、関係機関等との間で情報を共有することで、連携して支援ができます。

評価・引継ぎ：定期的に見直しながら効果的な支援の方法を蓄積し、「合理的配慮」を含む支援情報を進路先へ引き継ぐことで、継続的な支援ができます。

### イ 対象生徒

学校生活において学习上・生活上の困難がみられる生徒のうち、校内委員会で特別な指導や支援が必要とされた生徒を対象に作成します。例えば、次のような生徒が考えられます。

- ① 入学者選抜において配慮の必要があった生徒
- ② 中学校から引継ぎを受けた生徒
- ③ 入院中・退院後等の支援が必要な生徒
- ④ 大学入試等において配慮が必要と考えられる生徒
- ⑤ 進路先への引継ぎが必要と考えられる生徒

なお、「個別の教育支援計画」の作成には、本人・保護者の同意が必要です。同意が得られなかった場合には、まずはその生徒の困難さを減らせるような支援や指導の手立てを、本人・保護者と一緒に考え、実践することが大切です。そして、「この方法があればうまくやっていける」という成功体験を積み重ねる中で、目標や手立てを明確にして教職員で共有したり、進路先に引き継いだりするメリットを丁寧に説明したりしながら、「個別の教育支援計画」の作成についても理解を得られるようにしていきます。

---

#### ※4 「個別の指導計画」

「個別の指導計画」（本県の参考様式）は、通常の学級用、通級による指導用、特別支援学級用、特別支援学校用があります。

## ウ 指導・支援の流れ

### (7) 実態把握

学習面、生活面における困難さについて捉えるとともに、その背景要因を考えます。また、生徒のうまくいっている状況や、困難さの中でもうまくいっている状況についても把握します。

#### a 観察

授業中や休み時間、部活動等の日常の生徒の状況について、顔色や表情、言動などの様子をよく観察します。生徒個人の様子に加えて、環境や周囲との関係性についてもよくみるのが大切です。また、様々な立場の教員で、多方面から生徒を観察するようにします。

#### b 本人・保護者からの聞き取り

本人・保護者との面談により、学习上・生活上の困難やその困難に対してどのように対処してきたのかについて、丁寧に聞き取ります。その際、本人や保護者の「どうしたいか」「どうありたいか」という願いや思いについても十分に確認します。

#### c 中学校からの支援情報の引継ぎの活用

引継ぎを受け、生徒が中学校でうまくいっていた方法等の支援情報を確認します。必要に応じて中学校と更なる情報交換を行うことも考えられます。その場合は、本人・保護者の了解を得て行います。

### (イ) 指導・支援の検討

特別に必要な指導内容や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容について、総合的に検討します。

#### a 指導の検討

##### (a) 指導目標の設定

学習面と生活面の全体状況の中から、生徒のうまくいっている状況をさらに伸ばすことを主として、1年間で達成できそうな長期目標と、今後1～2か月程度で達成できそうな短期目標を設定します。短期目標は、具体的で小さな目標とし、1つか2つに絞ります。

例) 長期目標：見通しをもって課題の提出ができる

短期目標：各課題にかかる時間の見通しを持つことができる

##### (b) 指導内容の検討

短期目標の達成に向けて、指導の手立て及び指導場面を具体的に検討します。

###### ① 指導の手立ての設定

生徒が目標を達成するために教師が行う働き掛けについて、教師を主語に考えます。

例) 得意な教科で指名し、発言の機会をつくる

課題の一覧表を作成させ、取組状況を確認させる

###### ② 指導場面の設定

役割分担を明確にした上で、担当者が確実に指導できる場面（時間・場所）を設定します。

【時間】例) 国語の時間、昼休み、清掃、放課後等

【場所】例) 教室、職員室、清掃場所、体育館等

【担当】例) ホームルーム担任、教科担任、学年主任、部活動顧問、養護教諭等

b 支援の検討

学校生活全般において必要な支援及び指導目標を達成するために必要な支援について検討します。基礎的環境整備の状況を確認した上で、合理的配慮について検討します。

【基礎的環境整備】

○合理的配慮の基礎となる環境整備のことです。各学校における基礎的環境整備の状況を基に合理的配慮の検討を行います。

例) 特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制、音声教材等の整備 等

<基礎的環境整備の観点 8 観点>

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

【合理的配慮】

○「合理的配慮」とは、障害のある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組（変更・調整）」のことです。

- ・障害の特性や具体的場面・状況に応じて「個別」に必要となるもの
- ・体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの

○「合理的配慮」は、本人・保護者からの意思の表明に基づくものですが、意思の表明がない場合でも適切な対応に努めることが大切です。

○合理的配慮の検討においては、本人・保護者との「建設的対話」による相互理解が求められます。過重な負担が考えられる場合は、本人・保護者にその理由を説明し理解を得るよう努めるとともに、代替措置の選択も含め合意形成を図ることが大切です。

例) 聴覚過敏の生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝剤を付けて雑音を軽減する  
人前での発表が困難な生徒に対し、代替措置としてレポートを課す 等

<合理的配慮の観点 3 観点 11 項目>

観 点	項 目
①教育内容・方法	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
	①-1-2 学習内容の変更・調整
	①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
	①-2-2 学習機会や体験の確保
	①-2-3 心理面・健康面の配慮
②支援体制	②-1 専門性のある指導体制の整備
	②-2 生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
	②-3 災害時等の支援体制の整備
③施設・設備	③-1 校内環境のバリアフリー化
	③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
	③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## (ウ) 指導・支援の実施

個別の教育支援計画の内容を意識しながら、役割分担により、日常の指導・支援に当たります。指導・支援の経過については適宜記録に残し、特に、うまくいっているところが見られた場合には、その中からうまくいくための条件を抽出し、簡略に記録します。

## (エ) 評価・改善

指導・支援の結果、指導目標が達成されたかどうかを確認します。「うまくいっているところは広がっているか」「困難さの中でも状況がよくなっているところはないか」という視点で生徒の学習面と生活面の全体状況を確認します。

また、指導・支援の改善に生かすため、目標が達成された場合も、されなかった場合も、なぜそうなったのか、要因を考察します。そして、評価に応じて、指導・支援の改善を図ります。

## (3) 通級による指導

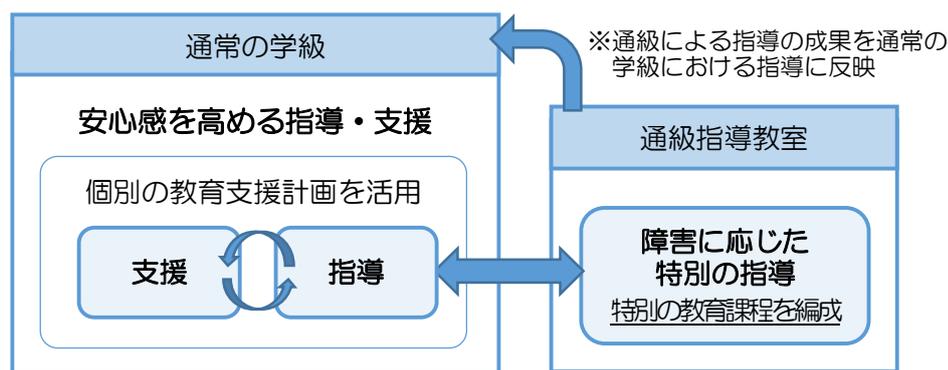
(1) (P4)、(2) (P5) の指導・支援を十分に行った上でも、学習上・生活上の困難の改善・克服に向けた課題が大きい生徒に対しては、本人・保護者の意向を踏まえ、通級による指導を検討することができます。

### ア 通級による指導とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業<sup>※5</sup>について当該生徒の障害に応じた特別の指導<sup>※6</sup>を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のことです。

なお、通級による指導で行われる「障害に応じた特別の指導」は、特別の教育課程を編成して指導し単位認定をするという点で、通常の学級で行われる個別の指導と大きく異なります。

<指導・支援の全体イメージ図②>



※5 一部の授業

通級による指導は、制度上、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができます。

※6 障害に応じた特別の指導

生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うことをねらいとして行う指導のことです。教科の遅れを取り戻すための指導ではありません。

## イ 対象生徒

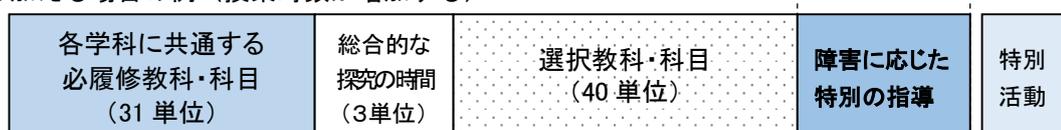
以下の①～③を全て満たす生徒としています。

- ① 自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害があり（その可能性がある生徒も含む。）、「個別の教育支援計画」を作成し、これを活用した指導・支援が十分に行われている生徒
- ② 本人及び保護者が通級による指導を希望している生徒
- ③ 校内委員会において通級による指導の必要性が認められる生徒

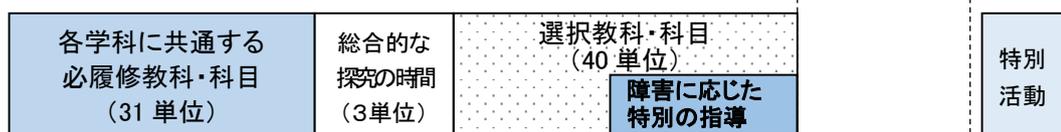
## ウ 教育課程上の位置付け

特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導を行います。選択教科・科目を通級による指導に替えて実施する場合と、放課後等に加えて実施する場合があります。

### ●加える場合の例（授業時数が増加する）



### ●替える場合の例（授業時数が増加しない）



## エ 指導内容

障害による学習上・生活上の困難を改善・克服することを目的とし、特別支援学校高等部の学習指導要領の「自立活動<sup>※7</sup>」の内容を参考として指導内容を設定します。教科の遅れを取り戻すための指導ではありません。

- 例) ・学習上・生活上の困難を抱える生徒が、自分の得意・不得意を理解し、必要な支援を選択したり、必要な支援について周囲に伝えたりする力を身に付ける学習
- ・学習の手順の理解や段取りの苦手な生徒が、自分の行動の傾向を把握したり、課題に取り組みやすい方法を身に付けたりする学習
- ・板書の視写の苦手な生徒が、自分に合ったノート作成方法等を身に付ける学習

## オ 担当教員

生徒の在籍する高等学校の教員が通級による指導を担当します。日常の生徒理解を踏まえ、学級担任や特別支援教育コーディネーター等と連携・協力して指導を行います。

### ※7 自立活動

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、一人一人の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善したり克服したりしようとする取組を促す教育活動です。自立活動の内容は、6区分27項目から成り立っています。

## カ 通級による指導実施の流れ

### ●通級による指導のスケジュール例（新入生の場合）

1年生	4～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の学級における「個別の教育支援計画」を作成・活用した指導・支援</li> <li>○校内委員会による検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通級による指導」を見据えた「放課後の指導」の必要性の検討等</li> </ul> </li> <li>○高校教育課・特別支援教育室への連絡</li> <li>○本人・保護者との「放課後の指導」実施についての合意形成</li> </ul>
	10～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「放課後の指導」実施</li> <li>○校内委員会による検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後の指導」の検証（「通級による指導」の必要性、指導内容の検討等）</li> </ul> </li> <li>○本人・保護者との「通級による指導」実施についての合意形成</li> </ul>
2年生	4月～	○「通級による指導」の実施

#### (7) 通常の学級における個別の教育支援計画を活用した指導・支援

まずは、通常の学級において日常の学習や生活の中で個別の教育支援計画を作成・活用した指導・支援を行いながら、さらに実態把握を進め、通級による指導を見据えた指導を行う必要があるかどうか検討します。

#### (イ) 放課後の指導（通級による指導を見据えた前段階の指導）

校内委員会により、通級による指導の必要性が考えられた生徒に対して、「放課後の指導」として、自立活動の内容を参考とした指導を行います。本人・保護者の同意の下、指導目標、指導内容について本人とともに検討し、実施します。また、学期ごとに評価を行い、放課後等の指導を終了とするか、引き続き行うか、通級による指導を行った方がよいかについても検討します。

#### (ウ) 通級による指導

校内委員会により、教育課程に位置付けて通級による指導を行う必要があると考えられた生徒に対して、通級による指導を行います。

通級による指導の実施にあたっては、さらに実態把握を進め、個別の指導計画（通級による指導用）を作成します。そして、生徒が個別の指導計画に従い通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て満足できると認められる場合に、単位を認定します。また、通級による指導の成果が十分に認められた場合は、通級による指導を終了とします。

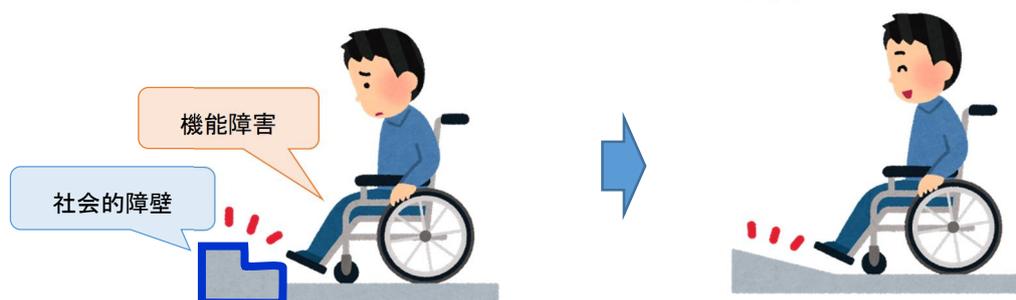
## キ 通級による指導を実施する上での留意点

通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となります。また、通級による指導は、通常の学級における指導・支援との連携が大切です。通級による指導で生徒が学んだことを日々の授業や生活の中で生かせるように、通級による指導担当教員と担任・教科担当教員等との情報共有を図ることが大切です。

## ▶ コラム 障害の捉え方と障害者差別解消法

### 【障害の捉え方】

- 平成 13 (2001) 年に「世界保健機関」(WHO) において採択された「国際生活機能分類 (ICF)」では、障害の状態は、個人の心身の機能に規定されるだけでなく、その人の健康状態や環境等と相互に影響し合うものと説明されています。
- この考え方に基づき平成 23 (2011) 年に改正された障害者基本法第 2 条では、障害者を、「心身の機能の障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」としています。
- 例えば、この絵では、足にまひのある人が車いすで走行中に段差に遭遇し、前に進めない状況があります。この場合の「足のまひ」は心身の機能障害であり、「段差」のように日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを「社会的障壁」と言います。



- この場合、段差にスロープをかけることで移動ができるようになり、困難が解消されます。このように、社会的障壁を取り除くことを「合理的配慮」と言います。

### 【障害者差別解消法】

- 平成 28 (2016) 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、次の 2 つの内容について規定されました。

#### ① 不当な差別的取扱いの禁止

障害があることで、正当な理由なく教育の機会の提供を拒否したり、障害のない人には付さないような条件を付したりするような行為は、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

- 例) ・ 障害があることを理由に受検や入学、校外教育活動等への参加を拒んだり、これらを拒まない代わりに正当な理由のない条件を付したりする
- ・ 試験において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差をつけたりする

#### ② 合理的配慮の提供 → 7 ページ

障害のある児童生徒やその保護者から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することです。

- 例) ・ 移動に困難のある生徒のために、授業で使用する教室を利用しやすい場所に変更する
- ・ 読み・書き等に困難がある生徒のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器の使用を許可したり、筆記に替えて口頭試問による学習評価を行ったりする

【参考】 栃木県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/keikaku/kyouitaidouyouryou.html>

# 事例編

## 1 全ての生徒に対する安心感を高める指導・支援

### (1) 学習面

#### 分かりやすい授業づくり

全ての生徒が授業に参加できるようにするために、次のような取組が考えられます。

認め合う関係を育む		分かりやすい環境を整える	
<b>一人一人を認める</b> <b>授業中のかかわり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の発言を肯定的に受け止める</li> <li>机間指導で生徒の活動を確認し、声を掛ける</li> <li>努力の過程などの具体的な場면을評価する</li> </ul> <b>理解度に応じた対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の理解度を確認しながら授業を進める</li> <li>生徒の解答できる問題で指名する</li> </ul>	<b>生徒同士の関係をつなぐ</b> <b>授業の雰囲気づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>助けを求めたり間違ったりできる雰囲気をつくる</li> </ul> <b>意見の交換・共有</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ペアワーク、グループワークにより、生徒同士が学び合う機会を設定する</li> <li>個別の活動後、意見交換の時間を取る</li> <li>黒板に生徒の意見を書き出し、共有しやすくする</li> </ul>	<b>全体と部分の構造を明確にする</b> <b>板書の工夫</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>めあてや活動の手順、時間を板書し、見通しを持たせる</li> <li>全体の流れに磁石を置き、現在の学習の位置を示す</li> </ul> <b>タイマーの活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動時間の区切りを明確にする</li> </ul> <b>課題の設定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スモールステップで課題を設定し、到達地点が把握できるようにする</li> </ul>	<b>情報を取り入れやすくする</b> <b>板書の工夫</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>板書量を調整し、チョークの色使いを統一する</li> <li>重要事項は色チョークで囲む</li> </ul> <b>ICT機器の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子黒板等により視覚・聴覚に働きかける</li> </ul> <b>教室環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>教室前面の掲示物等を必要最小限にする</li> </ul>

#### テストの問題用紙・解答用紙の改善

全ての生徒が情報を取り入れやすくするとともに、解答の記入ミスを防ぐために、文字の大きさやフォント、行間の確保やレイアウトを調整することなどが考えられます。

**<改善前>**

「(一) 次の文を読んで、以下の問いに答えなさい。  
なまげものが、木の枝に手足を①縮ませてぶらんとぶら下がっているのを見ると、なんとなくそう思っていることが、②ハスカシイことのように思えてくる。そいつらにそういうつもりはないのかもしれないが、暗に「おまえさんはなぜぶら下がらないんだい。」と聞かれているような気がして、そう言われてみるとそう思っていないことの方が(キ)不自然なことのように見えてくるのである。」

**<改善後>**

「(一) 次の文を読んで、以下の問いに答えなさい。  
なまげものが、木の枝に手足を①縮ませてぶらんとぶら下がっているのを見ると、なんとなくそう思っていることが、②ハスカシイことのように思えてくる。そいつらにそういうつもりはないのかもしれないが、暗に「おまえさんはなぜぶら下がらないんだい。」と聞かれているような気がして、そう言われてみるとそう思っていないことの方が(キ)不自然なことのように見えてくるのである。」

**<改善前の解答用紙>**

I (1)	(2)	(4)
(5)	II (1)	(2)

大問の位置が統一されていない

**<改善後の解答用紙>**

I	(1)	(2)	(3)	(4)
	(5)	(6)	(7)	
II	(1)	(2)		

何か書く必要があると思わせてしまう空欄

大問ごとに区切った解答欄

問題がないことを示す斜線

## (2) 生活面

### 生活しやすい環境づくり

全ての生徒が落ち着いて生活できるようにするために、次のような取組が考えられます。

認め合う関係を育む		分かりやすい環境を整える	
<p><b>一人一人を認める</b></p> <p><b>挨拶・声掛け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廊下等ですれ違う際に、生徒の名前を呼んだり、一言添えたりする</li> <li>生徒の登校時に、教員が昇降口等で出迎える</li> </ul> <p><b>会話</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面談の機会を設定し一人一人と話をする</li> <li>生徒の好みや趣味に応じた話をする</li> </ul> <p><b>活躍の場面づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校行事等において得意なことを生かして活躍できる場面を設ける</li> </ul>	<p><b>生徒同士の関係をつなぐ</b></p> <p><b>学級の雰囲気づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助けを求めたり失敗したりできる雰囲気をつくる</li> </ul> <p><b>協力する場面づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>係活動や部活動で役割を任せ、生徒同士が協力して物事に取り組む場面を設ける</li> </ul> <p><b>活躍の姿の紹介</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LHRや学級通信などを活用し、生徒の活躍の姿を紹介する</li> </ul>	<p><b>全体と部分の構造を明確にする</b></p> <p><b>見通しの設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間行事、月間行事、週間行事を掲示（配布）する</li> <li>行事までの日程や、事前にやるべき取組、期限などを示す</li> <li>各分担区における清掃や、各委員会活動等の役割分担を示す</li> </ul>	<p><b>情報を取り入れやすくする</b></p> <p><b>教室環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡事項を小さなホワイトボードに示す</li> <li>黒板周辺の掲示物を厳選し、全校で統一する</li> <li>ゴミ箱の表示について、「燃えるごみは赤シール」など全校で統一し、視覚的に把握しやすくする</li> </ul>

### 講演会の開催による理解啓発

全ての生徒が自己理解や他者理解を深めることができるようにするために、講演会の開催なども考えられます。

テーマ例	主な内容
共生社会を生きるために	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な在り方を受け入れること</li> </ul>
「多様性」を生かす社会へ～相手を知ること・自分を知ること～	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様性のある社会を作る上で、互いに歩み寄ること</li> <li>自分の得意なことを生かしながら、苦手なことと折り合いをつけること</li> </ul>
「進路」について考える	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の好きなこと、得意なこと、苦手なこと等、自分を多面的に知ること</li> <li>援助要請の力を身に付けること</li> <li>多様な人々が共に生きる社会で、それぞれの個性を生かして社会をつくっていくこと</li> </ul>

## 2 通常の学級における指導・支援

### 事例1：集団生活における困難さが見られるAさんへの指導・支援

#### 【生徒の実態】

- ・真面目で何事にも一生懸命に取り組み、得意な英語には、特に意欲的に取り組んでいる。
- ・集団生活において、場に応じた声の大きさで話すことや順番を守ることが苦手だが、教員の声掛けにより、自分の状況に気付くことができる。
- ・初めての場面や不明確な指示では何をしたいかわからず、不安感からすぐ発言や質問をするが、見通しが持てたり指示が理解できたりすれば自ら行動することができる。

#### 【本人・保護者の願い】

本人	大学に進学し、留学生とも交流したい。
保護者	大学に進学後、社会に出て多くの人と関わりながら自立して生活してほしい。

#### 通常の学級における指導・支援（1～3年）

#### 【長期指導目標】

1年	学校生活におけるルールを意識して生活することができる。
2年	不安になった時の対処法を身に付けることができる。
3年	自分に合った進路先を選択し、進路先への引継ぎに主体的に関わることができる。

#### 【指導・支援】

	本人の取組	指導・支援の内容	取組状況・生徒の変容
1年	①自分の言動の特徴を知り、目標を考える。	○面談等において、うまくいっていることを認めつつ、学習や生活上の困難な状況について振り返らせる。 ○Aの思いや言動の背景を言語化できるよう、質問しながら考えを整理させる。 ○学期ごとの目標を自分の言葉で考えられるよう支援する。	・自分の言動の良かった点や改善点について、自ら気付くことが多くなった。 ・設定した目標を養護教諭に伝え、目標達成に向けた意欲を持つことができた。
	②学校生活のルール（順番を守る、場に応じた声の大きさ等）を意識して生活する。 	○ルールを提示し、意識させる。 ・ペアワークやグループワークのルールの明確化（全体への周知） ・声の大きさによる意識化（ペアでの話し合いは「2」、クラスでの発表は「4」など音量を数値化し、場に応じた声の大きさを意識させる） ○ルールに気付いてほしいときのサインを決めておき、合図をすることで、Aの気付きを促す。 ○ルールが守れなかった時は、時間を空けず、休み時間等に振り返る機会を設ける。	・自分で音量がどれくらいなのかを意識することができるようになった。 ・教員の話や話を遮って質問するとクラスメイトが困ることなどに気付くことができた。 ・授業やHRにおいて、教員やクラスメイトの話が終わってから質問や発言ができるようになった。

2 年	③不安になった時の対処法を身に付ける。	○初めての場面や指示内容が分からない時など、不安になる場面について具体的に確認させる。 ○不安を軽減する方法を一緒に考える。 ○対処法について練習の機会を設ける。	・「困ったら教員に尋ねる」等の対処法を知り尋ね方の練習をしたことで、初めての場面でも安心して参加することができた。
3 年	④自分に合った進路選択を行う。	○興味関心のある学科選択に加え、通学方法や大学の支援体制等についても情報を収集し、提供する。 ○自分で進学先について検討することができるよう、情報の収集方法等について教える。 ○オープンキャンパスへの参加について促す。	・オープンキャンパスに参加するなどして大学の支援体制等について確認した。 ・学びたい内容と支援体制の両面から総合的に判断して志望学科を決めることができた。
	⑤必要な支援を進路先に伝えられるようにする。	○個別の教育支援計画を作成する段階で卒業時の引継ぎについて本人・保護者の同意を得る。 ○日頃から支援を受けてできることの大切さについて理解を図る。 ○進路決定後、本人・保護者とともに引継書を作成し、進路先への引継ぎを実施する。	・引継書の作成に当たって日頃の支援を振り返り、進学先で必要な支援について考えることができた。

#### 校内支援体制

<p>○校内委員会での検討・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握、指導・支援の内容の検討、指導・支援の見直し、評価 等</li> </ul> <p>○校内の主な役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HR担任・副担任：本人への指導・支援の実施、保護者との面談 等</li> <li>・特別支援教育コーディネーター：校内委員会の開催、校内の調整、指導・支援の見直し 等</li> <li>・養護教諭：各学期の目標を聞く等の指導・支援のサポート、本人に係る情報の収集 等</li> <li>・進路指導主事：進路に係る指導助言、支援情報の引継ぎ 等</li> </ul> <p>○関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校との連携：入学前に支援情報の引継ぎを受け、入学後も本人・保護者了解の下、情報共有を行った。</li> <li>・特別支援学校のセンター的機能の活用：実態把握に係る助言や、「声のものさし」等の指導の助言を得た。</li> </ul>
---

#### 【生徒の変容】

<p>Aは、担任やクラスメイトとの温かい人間関係の中で、得意なことを伸ばしながら、苦手なことについても自分なりの対処法を身に付けることができた。</p> <p>進路先への引継ぎについては、本人・保護者が担任とともに大学に出向いて行った。入学後早期にお願いしたい支援事項や高校生活でうまくいった方法について伝えたことで、Aは大学進学という大きな環境の変化にも適応することができた。</p>
---

### 3 通級による指導



#### 事例2：書くことやスケジュール管理が苦手なBさんへの指導・支援

##### 【生徒の実態】

- ・板書の書き写しが苦手で時間がかかり書き間違いも多いが、書くことに前向きで、写し終わらないときは友達にノートを借りるなどの努力している。
- ・スケジュール管理が苦手な課題等を提出できないことがあるが、担当教員に伝えることができる。
- ・指示や説明等の情報を正確に伝えることは難しいが、自分の興味・関心の高い話題については教員や友人に積極的に話すことができる。

##### 【本人・保護者の願い】

本人	課題をきちんと提出したい。専門学校に進学したい。
保護者	学校からの連絡事項を理解して伝えられるようになってほしい。

#### 通常の学級における指導・支援（1年 4月～10月）

##### 【長期指導目標】

ノートや課題を提出できる回数が増える。

##### 【指導・支援】

本人の取組	指導・支援の内容	取組状況・生徒の変容
①必要最小限の書き写しを行う。	○書く量を調整し、必ず書き写してほしい箇所は黄色のチョークで板書する。	・努力したが、書写への抵抗が大きかった。
②メモの取り方を知り、メモを活用して生活する。	○メモ帳を用いたメモの取り方を教える。 ○担任や教科担任がメモを取ってほしい内容について具体的に伝える。 ○重要な連絡はメモにして渡す。	・指示によりメモを書くが、自らメモを取ったりメモを活用したりすることが難しかった。

##### ■「放課後の指導」の検討

- ・Bが努力している様子は見られたが、ノートや課題の提出状況に改善が見られなかった。困難さを改善したいというBの意思を確認し、自分に合った書き方やスケジュール管理の方法について学ぶために通級による指導を見据えた「放課後の指導」を行うこととした。

#### 放課後の指導（1年 11月～3月）

##### 【指導内容】（1年 11月～3月）

学習内容	指導上の留意点	取組状況・生徒の変容
③書写についての自身の特徴を知り、書きやすい方法を知る。	○Bの好きなジャンルの文章を扱い、実際に書写をさせながら、様々な視点から気付かせる。（マス目の有無や文字の大きさ、横書きと縦書き、書写の速度、筆記用具の持ち方等）	・書写の特徴について気付くことができた。 ・文字を書くことへの抵抗が減り、ノートや課題の提出状況が改善した。

##### ■「通級による指導」の検討

- ・「放課後の指導」により文字を書く困難さの改善が見られ、学習にも意欲的に取り組めるようになってきたことから、2年生から「通級による指導」として指導を行うこととした。

#### 通級による指導（2年）

##### 【長期指導目標】

スケジュール管理など、必要な情報を整理することができる。

**【指導内容】**

学習内容	指導上の留意点	取組状況・生徒の変容
④メモの取り方を学ぶ。	○ワークシートを活用し、情報の整理の仕方を学ばせる。 ○日常生活でもメモを取るよう促す。	・連絡事項についてメモを取る方法を身に付けることができた。
⑤スケジュール管理の方法を身に付ける。	○行動にかかる時間を可視化させる。 ○スケジュール帳に見やすく書く方法を確認させる。 ○スケジュール確認の方法を考えさせる。	・逆算して行動することを理解できた。 ・就寝前のスケジュール確認が習慣化できた。

■「通級による指導」継続の検討

- ・進路実現に向けた不安が大きいことから、3年生でも「通級による指導」を継続することとした。

通級による指導（3年）

**【長期指導目標】**

自分に合った進路先を選択し、進路先への引継ぎに主体的にかかわることができる。

**【指導内容】**

学習内容	指導上の留意点	取組状況・生徒の変容
⑥進路に関する不安への対処法を知る。	○専門学校への進学を実現するために必要な力について考えさせる。 ○不安について対話を通して言語化させる。	・専門学校に進学した時の不安とその対応について具体的に考えることができた。
⑦必要な支援を進路先に伝えられるようにする。	○進路先において想定される困難や必要な支援について具体的に考えさせる。 ○進路決定後、本人・保護者とともに引継書を作成し、進路先への引継ぎを実施する。	・進路先で想定される困難や必要な支援について、具体的に考えることができた。

校内支援体制

- 校内委員会での検討・評価
  - ・放課後の指導や通級による指導実施の検討、指導内容の検討、指導の見直し、評価 等
- 通級による指導に係る主な役割分担（通常の学級との連携）
  - ・通級担当教員：通級による指導の実施、HR担任や教科担任等への報告、連絡 等
    - （・教科担任が、ノート確認時、板書が写せたことや丁寧に書けていることを認める。）
    - （・メモを取る習慣が定着するよう、担任や教科担当者が声掛けをする。）
    - （・スケジュール帳の活用ができていないか、担任が確認する。（保護者への協力依頼））
  - ・特別支援教育コーディネーター：校内委員会の開催、通級による指導に係る調整 等
  - ・進路指導主事：進路に係る指導助言、支援情報の引継ぎ 等
- 関係機関との連携
  - ・中学校との連携：入学前に支援情報の引継ぎを受け、入学後も本人・保護者了解の下、情報共有を行った。
  - ・特別支援学校のセンター的機能の活用：実態把握や個別の指導計画作成に係る助言を得た。

**【生徒の変容等】**

- ・Bは、書写への抵抗が少なくなり、スケジュール管理ができるようになったことで、期限内に提出できる課題が少しずつ増えていった。また、自信がついたことで教室での表情も明るく、活発さが増した。さらに、困ったときに誰にどのように相談したらよいかを考え、進学先への引継ぎにおいても、支援してほしい内容について自分の言葉で伝えることができた。

### 事例3：友達との関係づくりが苦手なCさんへの指導・支援

#### 【生徒の実態】

- ・友達と良好な関係を築きたい思いがあるが、物事を否定的にとらえる傾向があり、人との関わりに自信が持てず、教室では一人であることが多い。
- ・自分の気持ちがうまく表出できず、戸惑いが強くなると動けなくなってしまうことがあるが、十分に待つと、落ち着いて話をするができる。
- ・自分の気持ちや考えはしっかり持っているが、言葉に表すことが難しい。

#### 【本人・保護者の願い】

本人	友達と話をするできるようになりたい。
保護者	安心して学校生活を送ってほしい。

通常の学級における指導・支援（1年 4月～8月）

#### 【長期指導目標】

困ったことがあったときに自分から相談することができる。

#### 【指導・支援】

本人の取組	指導・支援の内容	取組状況・生徒の変容
①困っていることを担任に伝える。	○面談により話す機会を設け、担任に話しかけやすい環境を作る。 ○表情の変化等に応じて声掛けをする。	・担任のところに来ることはできたが自分の状況等を伝えることはできなかった。
②クラスの生徒と話せそうな場面で話をしてみる。	○休み時間等に担任がさりげなく話し掛け、周囲の生徒と会話の機会をつくる。 ○グループ学習でやりとりを支援する。	・担任等が介入した場面では、少し話をする事ができた。

#### ■「放課後の指導」の検討

- ・Cは漠然とした不安を感じる事が多く、それを適切に言葉で伝えることができず、動けなくなってしまうことがある。課題を提出できなかったことがきっかけとなり、必要なことをきちんと伝えられるようになりたいという思いから、通級による指導を見据えた「放課後の指導」を行うこととなった。

放課後の指導（1年 9月～3月）

#### 【指導内容】

学習内容	指導上の留意点	取組状況・生徒の変容
③学校生活や対人関係について、自分を多面的に理解する。	○質問を交えながら、学校生活や趣味等について話すよう促す。（特にうまくいっていることに焦点を当てる。） ○友達との会話において、うまくいったとき、うまくいかなかったときについて具体的に振り返らせる。	・趣味や頑張っていることについて自信をもって話すことができた。 ・学校外の友達と良好な関係を築いていることを確認できた。

#### ■「通級による指導」の検討

- ・「放課後の指導」により自己理解が進み、自身を肯定的に捉える場面が増えてきた。また、担任に困っていることを伝える機会も増えてきたことから、2年生から「通級による指導」として引き続き指導を行うこととした。

## 通級による指導（２年）

### 【長期指導目標】

話しやすいクラスメイトに自分の気持ちや考えを伝えることができる。

### 【指導内容】

学習内容	指導上の留意点	取組状況・生徒の変容
③コミュニケーションの方法について学ぶ。	○友達に話しかける場を設定し、距離の取り方や話題、話し方等を考えさせる。 ○会話の中で自分と異なる意見が出たときの対応について考えさせる。	・友達と話したいという気持ちが強くなった。 ・クラスメイトに声を掛け、話をする事ができた。
④不安になったときの対処法を考える。	○学習面や生活面の不安な出来事について、その気持ちや行動を振り返らせる。 ○不安のメカニズムについて説明し、不安への対処法について考えさせる。	・不安な気持ちは持続しないことを確認できた。 ・相談により不安が軽減できることに気付いた。

### ■「通級による指導」継続の検討

- ・クラスメイトに声を掛けたり共通の趣味を持つ生徒と談笑したりすることができるようになり、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められたことから、通級による指導は終了とし、通常の学級において個別の指導を継続することとした。

## 通常の学級における指導・支援（３年）

### 【長期指導目標】

自分に合った進路先を選択し、進路先への引継ぎに主体的にかかわることができる。

### 【指導・支援】

本人の取組	指導・支援の内容	取組状況・生徒の変容
⑤必要な支援を進路先に伝えられるようにする。	○友人との関係づくりを見守り必要に応じて介入するなどの支援を継続する。 ○進路先で想定される困難や必要な支援について考えさせ、引継書を作成する。	・進路先での他者とのかかわりや必要な支援について考えることができた。

### 校内支援体制

- 校内委員会での検討・評価
  - ・放課後の指導や通級による指導実施の検討、指導内容の検討、指導の見直し、評価 等
- 通級による指導に係る主な役割分担（通常の学級との連携）
  - ・通級担当教員：通級による指導の実施、担任や教科担任等への報告、連絡 等
    - 〔・担任や教科担任は、Cが自分の気持ちを伝えられたとき肯定的に受け止める。〕
    - 〔・担任は、友人との関係づくりを見守り、必要に応じて関係をつなぐ。〕
  - ・特別支援教育コーディネーター：校内委員会の開催、通級による指導に係る調整 等
  - ・進路指導主事：進路に係る指導助言、支援情報の引継ぎ 等
- 関係機関との連携
  - ・中学校との連携：入学前に支援情報の引継ぎを受け、入学後も本人・保護者了解の下、情報共有を行った。
  - ・特別支援学校のセンター的機能の活用：実態把握や個別の指導計画作成に係る助言を得た。

### 【生徒の変容等】

- ・Cは、自身のうまくできている関わりなどに気付き、自信が醸成されたことで、自分からクラスメイトに関わることができるようになった。また、不安になったときにどうすればよいかを具体的に考えることで、安心して物事に取り組めるようになった。



# 資料編

高等学校学習指導要領

第4 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

